

組合だより

第144号
3月30日
2011年

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168

直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

東北関東大震災を被災した方々に、お見舞い申し上げます

東北関東大震災を被災した方々にお見舞い申し上げます。亡くなられた方々のご遺族の皆様にご心よりのお悔やみ申し上げます。

3/11に、この地域で発生した巨大な地震とそれに伴う巨大な津波は広範囲に渡って甚大な被害をもたらし、さらに社会的インフラストラクチャーに壊滅的な影響を与えたことにより、2次、3次の災害を招いています。

しかし、これらの災害に直接立ち向かう自衛隊や消防そして警察の皆様、政府、各地域自治体の職員、ボランティア、マスコミ、そして民間企業の皆さん、そして幸いにも災害を免れた国内の他の地域、そして世界各国から支援により、災害は必ず復旧し、被災地は復興できると信じております。

復興までの道のりは長きに渡ると予測されています。岡山大学職員組合でも組合員の連携により、被災した方々に物心両面で可能な限りの支援を行うべきだと考え、組合員の皆様からの支援のためのアイデアを募り、また意見を交換できる掲示板などを立ち上げ、支援を実行したいと考えています。



災害復旧に携わる方々と被災地の方々に、一日も早く安寧の日々が戻りますよう、祈っております。どうか希望を持って、頑張ってください。

岡山大学職員組合



AMDAに義援金を渡してきました

あなたも組合の仲間になりませんか?



岡山大学職員組合は岡山大学(津島キャンパス、鹿田キャンパス、三朝キャンパス、倉敷キャンパス)で働く教員と職員の組合で、現在の組合員数は446名で、全国でも屈指の規模です。大学で教育や研究そして事務を行うときに感じる様々な要望をダイレクトに学長や理事に伝え、誰もが楽しく働ける大学を実現するために活動しています。

2010年度は技術職員・医療技術職員を含む若手研究者の海外派遣制度を実現できました。また職場における深刻な問題の相談や投書も引き続き受け、組合の顧問弁護士への無料相談紹介も含めて対応いたしました。6年間に渡って継続してきた学長との対話をまとめて出版し、大学が抱える諸問題に対する学長の見識を広く組合員の皆様にお伝えすることが出来ました。また、次期学長選に際して「組合だより」紙上で議論を提起し、また候補者の立会演説会を組合独自で開催、より良い岡山大学の構築を目指し

ました。また組合では、大学側の大学運営に関する情報をいち早く共有することで、疑問の解消や余裕を持った対応が出来る様に活動しています。

こういった活動の他に、組合員によるレクリエーション活動としてピアガーデンやサイクリング、農産物収穫体験会を実施し、また文化活動として音楽鑑賞会や映画観賞支援、そして学術講演会などを行っています。ただし、岡山大学の職員組合は、いかなる政治的、宗教的な組織や団体にも属していませんし、またそれらの支援や協賛も行っておりません。大学および高専の教職員組合の連合である全国大学高専教職員組合(全大教)に加盟しているのみです。



新しい職場でもすぐに色々と相談できる仲間が揃っている組合です。皆様のご加入をお待ちしております。

職員代表委員会の活動状況

藤内 和公

岡山大学は法人化にともない労働基準法適用となった。それにより就業規則作成・変更にあたり事業場（キャンパス）の労働者過半数代表者の意見を聴取すること、また時間外労働実施にあたり労働者過半数代表者との労使協定を締結することが必要となった。その際に、岡山大学の学内規程で部局代表者による職員代表委員会で議論し取り扱うことにしている。私は現在、代表委員会議長を務めているが、最近の代表委員会の運営の様子をお伝えする。

委員会は原則として隔月開催している。うち3月の年度末の委員会で翌年度へ向けての労使協定締結や就業規則改訂が重点的に議論される。労使協定では時間外労働に関する労使協定（三六協定）が最も重要である。三六協定では時間外労働の上限を1日6時間、1か月45時間、年360時間とし、それを超える場合にはその都度事業場代表者の承認を必要とすることにしている。また、委員会では最近2か月間の時間外労働一覧表が回覧される。私はこれらを公にさせて、それにより働き過ぎに歯止めをかけることが重要だと考えている。ただ実際には、年間540時間を上回る時間外労働の申請が事務方から出されるような場合、「長すぎる時間外労働だ」と思いつつも、岡山大学の実情を考えるとそれを承認する。「これでいいのかな」と思うが、さしあたりは職員代表委員会代表に示させるというだけでも一定の歯止め効果があるかもしれないと考えているところである。労使協定としては、ほかに定年退職者の再雇用につき再雇用希望者のうちで一定の選考を行う基準の定めており、また津島地区教員の裁量労働制適用の協定がある。



また、就業規則改訂に関して、この1年間に話題になったのは、人事院勧告（賃金およびボーナス引き下げ）をうけた昨年末の不利益変更がある。代表委員会は意見表明の権限をもつだけであるが、代償措置の不備を指摘する意見がかなり出された。今回はそれが具体的に代償措置として反映されることはなかったが、大学側に一応説明させることになっている。その後、「全大教」新聞で全国の大学のなかには教職員に有利な内容の代償措置をしている事例をみると、岡山大学でももっと改善の余地はあったように思う。

このように職員代表委員会は労働基準法にもとづく過半数代表制を学内でアレンジして運用しているが、労基法の趣旨にもとる運用のないように情報公開させ点検していくことが必要である。

全大教単組代表者会議報告

村上 賢治



2010年2月19～20日に、全大教九州・中四国合同地区別単組代表者会議、引き続いて中国四国地区協議会単組代表者会議が福岡市で開催された。

全大教九州・中四国合同地区別単組代表者会議の参加者は14単組より18名、中執等を含め26名であった。岡大職組からは、山川委員長、小河副委員長、村上書記長の3名が出席した。テーマは、1) 賃金・労働条件改善、2) 大学・高等教育充実、3) 組織の拡大・強化で、各単組からそれぞれの取り組みについて説明があり、活発な議論が交わされた。

賃金・労働条件改善に関する取り組みの報告で特筆すべきは、鹿児島大、熊本大、大阪教育大で、期末勤勉手当の改定を先送り、つまり「12月ボーナスのカットはしない」を勝ち取ったことである。また、島根大学より、期末勤勉手当の引き下げ幅を縮小させ2.05ヶ月とした報告があった。これらの成果は、岡大職組の今後のとりくみに大変な励みとなった。また、大分大学より、団体交渉を何度も粘り強く行ったが進展がないため、労働委員会にあっせん申請を行っているとの報告があった。

大学・高等教育充実の取り組みについては、全大教より、議員などへのアピール賛同署名運動への「本格的な」取り組み要請があった。

組織の拡大・強化については、各単組とも、新採用の看護師オリエンテーションや教職員研修会での説明、レクリエーションによる交流を行い、組合拡大・強化に努めていた。その中で、岡大職組の委員長は、組合加入のメリットを明確にさせていくという考えから、「楽しい組合」と「有益な情報が入手できる組合」を作り上げていく必要性を語った。

中国四国地区協議会単組代表者会議は、島根・岡山・山口・徳島・高知・高知女子の各単組が出席した。中四国教研の日程・場所を6月18～19日・高知大学朝倉キャンパスにすることが確認された。例年3月に開催している情報交換会については、今年には行わず、その代わりに、大学予算を分析できる知識を得るための「大学財政分析入門講座」の開催が提案された。これはその後正式に決定となり、5月28日(土)に岡山で開催されることとなった。



病院協議会総会報告

小河 達之

平成23年2月5日・6日、東京の日本教育会館で開催された全大教病院協議会総会に出席しました。当日は病院支部を有する21単組中16単組21名、病院支部を有しない単組から2単組3名、中央執行委員、病院協議会幹事8名計18単組32名の参加がありました。

当日は、全国の大学病院をとりまく環境についての説明や、全国国立大学病院長会議との懇談の内容説明、総会翌日に予定されている全大教と文科省の懇談での具体的要求などの状況について説明がありました。



この中で、看護師アンケートや、夜勤改善の署名の取り組みにも触れられ、岡山大学は非常に熱心に取り組み、全国的に見てもトップクラスの回答・署名数を得られていることが確認され、これも病院協議会でも求められている病院・看護部との良好な関係と協力体制が重要であり、うまくいっている例として取り上げられています。

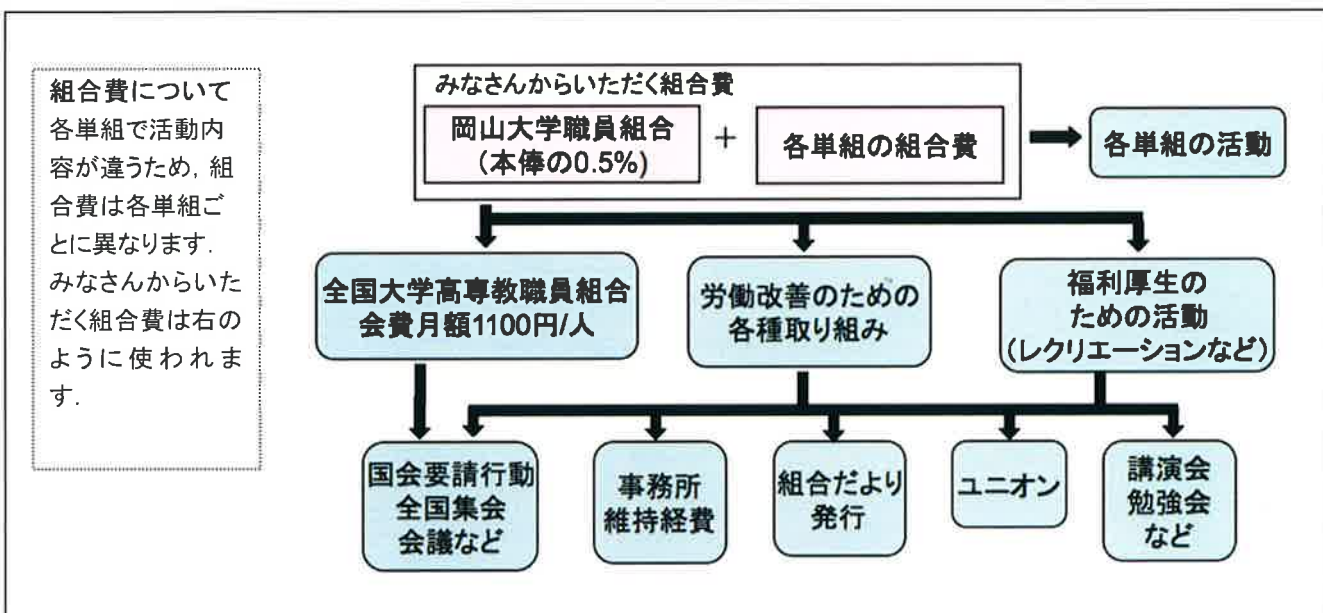
各大学の情報交換の中では、夜間看護手当が改善された例（東京大・名古屋大が実施済、神戸大が4月より実施）、産前休暇3週間を実現（神戸大）、冬季期末勤勉手当の人事院勧告に伴う引き下げを阻止（琉球大）などの良い報告があったが、共通の話題としては、大学病院を取り巻く環境は厳しいものが

あり、「良い話があまり聞かれない」、「離職者が多く、毎年新人を採用しても人員不足が深刻で改善の方向には進まない」といった現場の声が多く寄せられました。



また、4月の新人看護職員を中心とした組織拡大についてや、活気ある組合活動のアイデアについても話し合わせ、岡山大学からは、ワイン試飲会などの取り組みが報告されました。看護職員を中心とした病院での組織拡大については全大教も重要視していることが確認され、またその協力体制も検討されていることが説明されました。

今回の総会の討論からも、病院長、看護部長と私たち組合が協力して、なれあいだけでなく、責任追及だけでなく、病院を良くしていくために教職員の労働条件の改善が不可欠であり、そのために文科省や社会に対し共同して訴えていくことが必要です。そしてその共通認識に立ち、それぞれの立場で役割を果たすこと、その点でお互い、良い意味での緊張関係を持ちながら取り組みを進めることが大切だということが確認されました。



<単組だより>

法文単組：職場懇談会開く

法文経職組は去る2月23日、定例教授会開催日の夕方から職場懇談会を学内で開催した。法文経職組では夏にビール大会で教職員間で交流する機会があるが、年間でもう一度交流の機会を持つと開かれた。会ではまず主催者挨拶と連合体役員から状況解説があり、その後、フランス・ワインなどの飲み物、オードブル料理を2時間半ほど、わいわいおしゃべりしながら、学部の枠を超えた交流をした。参加者から珍しい中国酒「パオチュ」の持ち込みもあり、珍味を味わった。参加者は20名余りだった。



岡山大学職員組合 7つの柱

岡山大学職員組合では、以下の7つの柱を軸に、大学と交渉したり協力したりしながら岡山大学をよりよい大学にすることを目指しています。

1. 「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます。
2. 「学問の自由」の擁護者として、快適な研究・教育環境作りには貢献します。
3. 「働く者の権利」の擁護者として、労働条件の改善に努めます。
4. 「人権委員会(ユニオン)」を組織し、ハラスメント問題などの人権侵害と取り組む組合員を支援します。
5. 学習会や文化サークルなどを組織・支援し、組合員の文化的要求に応え、仲間作りを支援します。
6. 平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法の精神を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。

無料法律相談『ユニオン』を

ご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。

相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先: 竹内真理 法学部准教授 内線7472

: 新村容子 文学部教授 内線7411

7. 左記の立場からよりよい大学づくりに積極的に参加します。

主な活動

学長への要求書提出・交渉
学長懇談会
団体交渉
組合だより発行
各種講演会・勉強会の開催
コーラスサークルなど



各単組(学部)で

研究科長・学部長・病院長との交渉
レクリエーション活動 など



あなたも組合の仲間になりませんか?

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか?

私たちは、あなたの参加を期待しています。

岡山大学職員組合 加入申込書 (組合事務所宛に提出してください)
岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名: _____ 印 _____ 性別: 男・女 所属: _____

(自筆の場合は押印は不要です)

連絡先(内線・Eメールなど) _____ 一言要求をどうぞ _____

